

子育て支援 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1～ 令和11年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業の取得（各事業所 1名以上）

<対策>

- 令和8年4月～ 会議資料等による職員への周知
- 令和8年4月～ 対象者の把握と個別の声かけ

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りの構築。職員に対する定期的な周知

<対策>

- 令和8年4月～ 会議資料等による職員への周知
- 令和8年4月～ 対象者の把握と個別対応の実施

目標3：常勤職員の有休消化率を70%へ向上させる

<対策>

- 令和8年4月～ 有給休暇の取得に向けた社内広報の実施
- 令和8年4月～ 各事業所における有休化の取得状況の定期的な確認